

令和6年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 充当内訳書

総務省自治税務局都道府県税課長通知「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費について下記のとおり明示します。

(歳 入)

地方消費税交付金	909,565	千円
うち社会保障財源化分	515,386	千円

(歳 出)

「社会保障4経費」及び「その他社会保障施策」に要する経費	9,281,313	千円
------------------------------	-----------	----

【経費の内訳】

(単位:千円)

経 費 名		経 費	財 源 内 訳				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民 生 費	社 会 福 祉 費	3,306,507	981,093	20,000	70,878	2,234,536	224,167
	児 童 福 祉 費	3,678,541	1,403,268	3,200	246,690	2,025,383	203,185
	生 活 保 護 費	314,870	214,595	0	0	100,275	10,060
	小 計	7,299,918	2,598,956	23,200	317,568	4,360,194	437,412
衛 生 費	保 健 衛 生 費	766,046	84,757	143,800	64,337	473,152	47,466
	清 掃 費	1,215,349	397,821	506,400	7,016	304,112	30,508
	小 計	1,981,395	482,578	650,200	71,353	777,264	77,974
合 計		9,281,313	3,081,534	673,400	388,921	5,137,458	515,386

「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費
(消費税法第1条第2項)

「その他社会保障施策」・・・社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策